

平成29年度学習到達度試験実施要領

学習到達度試験実施専門部会
制定 平成29年9月8日

(趣旨)

第1条 この要領は、学習到達度試験実施要項（平成28年7月22日理事長裁定）第7条の規定に基づき、独立行政法人国立高等専門学校（以下「機構」という。）が実施する学習到達度試験に必要な事項を定めるものとする。

(試験参加校及び対象学生)

第2条 機構が設置する国立高等専門学校（以下「学校」という。）は、学習到達度試験への参加又は不参加を決定し、別に定める期日までに機構本部事務局に報告することとする。なお、学習到達度試験に参加する学校（以下「試験参加校」という。）は、学校単位又は学科単位で、一部の学習領域のみを対象とすることができるものとする。

2 学習到達度試験の対象学生（以下「対象学生」という。）は、原則として、試験参加校の第3学年に在籍する学生全員とする。

3 試験参加校は、次に掲げる事項を実施する。

- 一 対象学生への説明
- 二 試験問題等の受領・管理
- 三 学習到達度試験の実施（試験室の設定、試験監督、試験問題等の配付、解答用紙の回収、答案の採点等）
- 四 機構本部事務局への採点結果の送付
- 五 試験結果（個人別成績通知書を含む。）の受領
- 六 対象学生への個人別成績通知書の配付
- 七 その他学習到達度試験の実施に関すること

(試験日時等)

第3条 学習到達度試験の試験日時等は、次のとおりとする。

- 一 試験日 平成30年1月11日（木）
- 二 試験時間等

物 理	・対象学生集合……………[第1校時開始時刻] ・試験問題及び解答用紙の配付、注意事項の説明(※) [5分] ・試験時間…………… [90分] ・解答用紙の回収・確認(※)…………… [5分]
休 憩(※)	[15分]
数 学	・対象学生集合……………[休憩終了時刻] ・試験問題及び解答用紙の配付、注意事項の説明(※) [5分] ・試験時間…………… [90分] ・解答用紙の回収・確認(※)…………… [5分]

(注)※の事項の所要時間は、標準的な時間を示したものであり、各学校の試験室の規模、監督者の人数等により、試験実施に支障のない範囲で短縮・延長することができる。なお、

試験時間については、各教科において8領域を超えて選択する場合に限り、110分を限度として延長することができる。

- 2 一部の学習領域のみを対象として参加する場合であっても、試験時間の短縮等の調整は行わない。
- 3 試験参加校で、特別の事情があり、第1項に定める日時に実施することが困難である場合には、機構本部事務局と協議の上、平成30年1月12日（金）から平成30年1月16日（火）までの間で試験日時を別に定めることができる。

（試験結果の取扱い）

第4条 実施専門部会において、国立高等専門学校における教育内容・方法の改善に資するという観点から試験結果の分析・評価を行うとともに、当該分析・評価結果については、試験問題とともに機構のホームページにて公表する。ただし、当該分析・評価結果の公表に当たっては、各学校により履修範囲・程度が異なることに配慮するとともに、各学校の序列化や過度の競争につながることをないよう十分留意するものとする。

- 2 試験参加校には、学習到達度試験の分析・評価結果、当該校における対象学生の個人成績、学習領域毎の平均点・得点分布・標準偏差及び設問毎の正答率等のデータを提供する。なお、学習到達度試験に参加しない学校には、到達度試験の分析・評価結果の概要のみを提供する。
- 3 対象学生には、本人の得点及び学習領域毎の平均点・得点分布等を通知する。
- 4 当該試験参加校における対象学生が、学校又は学科として対象としていない学習領域の問題について解答した場合には、その学習領域についても採点を行い、得点を通知するが、その学習領域に係る成績は、実施専門部会における分析・評価の対象外とする。

（身体に障害のある者に対する特別の措置）

第5条 学習到達度試験の実施に当たっては、身体に障害のある対象学生に対し、障害の種類・程度に応じ、試験時間の延長、マークシートによらない解答方法等の特別の措置を講じることができる。

- 2 試験参加校は、前項に定める特別の措置を必要とする対象学生がいる場合は、機構本部事務局と事前に協議するものとする。

（持込みを認める物）

第6条 学習到達度試験の実施に当たっては、物理科目の試験に限り、電卓（関数電卓を含む。）の持込みを認めるものとする。ただし、公式入力可能な電卓、公式が既に入力されている電卓、ポケットコンピュータの使用はできないものとする。

- 2 学習到達度試験の実施に当たっては、外国人留学生に限り、すべての科目において辞書（電子辞書を含む。）の持込みを認めるものとする。ただし、当該辞書を試験問題に用いられる日本語読解の補助以外の目的で使用してはならない。

（その他）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、平成29年9月8日から施行する。